

# 豊島区指定介護予防支援業務の受託要件

受託要件1	指定居宅介護支援事業所として、 <u>介護保険法その他関係法令等を遵守</u> して運営していること。 また、従事する介護支援専門員については、 <u>登録が有効であること</u> 。												
受託要件2 (研修種別)	<p>必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事していること。 具体的には、<u>下記(1)～(4)のいずれかの研修を最低3年に1回受講し、情報を更新していること。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>研修の実施主体</th><th>研修内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) 都道府県</td><td></td><td rowspan="4">介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する研修</td></tr><tr><td>(2) 豊島区</td><td></td></tr><tr><td>(3) 豊島区の地域包括支援センター</td><td></td></tr><tr><td>(4) 豊島区外の区市町村または地域包括支援センター</td><td></td></tr></tbody></table> <p>※事業所内に(1)～(4)に該当する人が一人もいない場合はご連絡ください。</p>		研修の実施主体	研修内容	(1) 都道府県		介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する研修	(2) 豊島区		(3) 豊島区の地域包括支援センター		(4) 豊島区外の区市町村または地域包括支援センター	
	研修の実施主体	研修内容											
(1) 都道府県		介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する研修											
(2) 豊島区													
(3) 豊島区の地域包括支援センター													
(4) 豊島区外の区市町村または地域包括支援センター													
受託要件3	指定介護予防支援に係る責任主体である地域包括支援センターの関与について <u>理解、協力</u> できること。 <ul style="list-style-type: none"><li>介護予防サービス計画の<u>原案を作成する場合</u>には、適切に作成されているか、内容が妥当か等について地域包括支援センターが確認する。</li><li>介護予防サービス計画の<u>評価を行った場合</u>には評価の内容を地域包括支援センターが確認し、評価を踏まえ今後の介護予防支援の方針を決定する</li></ul>												

## 《豊島区外事業所向け確認書類の提出について》

◎確認書類(ア)(イ)(ウ)の提出は必須です

確認書類(ア)	<b>事業所指定通知書の写し</b> ※通知書の事業所名や住所等に変更があった場合は、指定についての「 <u>変更届の写し</u> 」も添付する。
確認書類(イ)	<b>介護支援専門員証の写し(全員分)</b> ※特例措置対象の方は、届出書の「特例措置対象」欄に○をつけ、※1「東京都登録の介護支援専門員の皆様へ」を併せてご提出ください。
確認書類(ウ)	<b>研修受講証等の写し(上記受託要件2参照)</b> ※所属する介護支援専門員のうち <u>少なくとも1人が、令和3年4月1日以降</u> に、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する研修をうけていること

### ※1【介護支援専門員等の資格の特例措置について】

新型コロナウイルス感染症等の影響により、資格更新時期を過ぎる方については、東京都福祉局発信の「【東京都登録の介護支援専門員の方へ】介護支援専門員等の資格の特例措置(令和3年1月26日更新)」に基づき、介護支援専門員証の写しと併せて「東京都登録の介護支援専門員の皆様へ」をご提出ください。

## 受託届を提出後、内容に変更が生じた場合

- ・隨時、「変更届」及び「変更に伴う確認書類」を豊島区高齢者福祉課基幹型センターグループに提出してください。  
特に介護支援専門員が新たに追加される場合は、地域包括支援センターの請求業務に影響が出てきますので、早急にご提出いただきますようお願い申し上げます。
- ・書類は豊島区ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。  
【検索の仕方】「豊島区 受託する事業者」で検索。
- 【掲載場所】豊島区ホーム>「健康・福祉」>「高齢者福祉」>「ケアマネジメント支援・地域ケア会議」>「事業者向けの情報」>「豊島区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を受託する事業者の方へ」をクリック。